

令和 4 年 9 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 80号	令和3年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第 81号	令和3年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第 82号	令和3年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第 83号	令和3年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第 84号	令和3年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第 85号	令和3年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第 86号	令和3年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第 87号	令和3年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第 88号	令和3年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第 89号	令和3年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第 90号	令和3年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第 91号	令和3年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第 92号	令和3年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第 93号	令和3年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第 94号	令和3年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第 95号	令和3年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第 96号	令和3年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第 97号	令和3年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	… 18
議案第 98号	令和3年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 19
議案第 99号	令和3年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 20
議案第 100号	令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 21

議案第101号	令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	… 22
議案第102号	令和3年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 23
議案第103号	令和3年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 24
議案第104号	令和3年度北九州市交通事業会計決算について	… 25
議案第105号	令和3年度北九州市病院事業会計決算について	… 26
議案第106号	令和3年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 27
議案第107号	令和3年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 28
議案第108号	北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	… 29
議案第109号	北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	… 125
議案第110号	北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例について	… 135
議案第111号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	… 139
議案第112号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 148
議案第113号	北九州市市民センター条例の一部改正について	… 164
議案第114号	北九州市客引き行為等の適正化に関する条例について	… 167
議案第115号	北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について	… 174
議案第116号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 177
議案第117号	高規格救急自動車の取得について	… 180
議案第118号	普通消防ポンプ自動車（CAFS付）の取得について	… 182
議案第119号	公立大学法人北九州市立大学の中期目標について	… 183
議案第120号	令和4年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第121号	令和4年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第122号	令和4年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第123号	令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第124号	令和4年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
議案第125号	令和4年度北九州市交通事業会計補正予算について	

議案第 80 号

令和 3 年度北九州市一般会計決算について

令和 3 年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第 8 1 号

令和 3 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和 3 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市国民健康保険特別会計決算
別冊のとおり

議案第 82 号

令和 3 年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和 3 年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市食肉センター特別会計決算

別冊のとおり

議案第 83 号

令和 3 年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和 3 年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市卸売市場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 84 号

令和 3 年度北九州市渡船特別会計決算について

令和 3 年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第 85 号

令和 3 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和 3 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 86 号

令和 3 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 3 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する

。

記

令和 3 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算

別冊のとおり

議案第 87 号

令和 3 年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和 3 年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第 88 号

令和 3 年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和 3 年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第 89 号

令和 3 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和 3 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算

別冊のとおり

議案第 90 号

令和 3 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 3 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 1 号

令和 3 年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和 3 年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 92 号

令和 3 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和 3 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する

。

記

令和 3 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算

別冊のとおり

議案第 93 号

令和 3 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和 3 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市産業用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 4 号

令和 3 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和 3 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算
別冊のとおり

議案第 95 号

令和 3 年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和 3 年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第 96 号

令和 3 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和 3 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 97 号

令和 3 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について

令和 3 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 98 号

令和 3 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和 3 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 99 号

令和 3 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和 3 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 3 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算
別冊のとおり

議案第100号

令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算
別冊のとおり

議案第101号

令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算に
ついて

令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次の
とおり認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度北九州市市
立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に
付する。

記

令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算
別冊のとおり

議案第102号

令和3年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和3年度北九州市上水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和3年度北九州市上水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び同法第30条第4項の規定により令和3年度北九州市上水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和3年度北九州市上水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第103号

令和3年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和3年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和3年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び同法第30条第4項の規定により令和3年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和3年度北九州市工業用水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第104号

令和3年度北九州市交通事業会計決算について

令和3年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度北九州市交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和3年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第105号

令和3年度北九州市病院事業会計決算について

令和3年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度北九州市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和3年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第106号

令和3年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和3年度北九州市下水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和3年度北九州市下水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び同法第30条第4項の規定により令和3年度北九州市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和3年度北九州市下水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第107号

令和3年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算
について

令和3年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、
及び決算を認定に付する。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和3年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当たり
り地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び同法第
30条第4項の規定により令和3年度北九州市公営競技事業会計決算を監査
委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和3年度北九州市公営競技事業会計決算
別冊のとおり

議案第108号

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の定年等に関する条例(昭和58年北九州市条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

付則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定並びに附則第21項から第23項まで」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条本文中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条各号に掲げる職をいう。以下同じ。)を占めて

いる職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第3号を削り、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「その」を「当該」に、「により」を「による欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、「には」の次に「、あらかじめ」を加え、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（第3条ただし書の医師及び歯科医師が占める職並びに臨時的に置かれる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第11条の管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職

- (3) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職
 - (4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第17条第1項の管理職手当の支給を受ける職員の職
 - (5) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職
- （管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第2項の管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占めていた職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の

特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別な事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を

有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ、職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第1項各号に掲げる事由又は同条第3項に規定する事由がなくなつたと認めるときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比

し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。付則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書の医師及び歯科医師を除く。以下同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項、第6項及び第10項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項を削る。

第8条の3を削る。

第15条第1項第1号中「料金（以下）」を「料金（第3号及び次項第1号において）」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項本文中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第3項中「第11条の2」を「第8条第2項から第13項まで、第11条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の3第1項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の10項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

59 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第63項において「特定日」という。）以後当該

職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

60 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする

。

61 付則第59項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員

(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。次号において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1号に規定する職を占める職員

62 付則第59項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。

63 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第65項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

64 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

65 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第59項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第63項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

66 付則第63項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第59項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

67 付則第63項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第4項及び第25条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第63項、第65項又は第66項の規定による給料の額との合計額」とする。

68 付則第59項から前項までに定めるもののほか、付則第59項の規定による給料月額、付則第63項の規定による給料その他付則第59項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	237,300	255,200	283,100	309,100	352,700	412,800	482,400

別表第2の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円
	251,600	262,800	291,000	317,200	352,700	412,800	482,400

別表第3のア 教育職給料表（1）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円
	244,000	280,600	337,400	381,100

別表第3のイ 教育職給料表（2）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円
	234,900	277,400	330,600

別表第4の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円
	264,600	321,000	365,800	427,900

別表第5のア 医療職給料表（1）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	316,500	375,900	440,800	521,100

別表第5のイ 医療職給料表（2）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	239,900	255,200	283,100	309,100	352,700

別表第5のウ 医療職給料表（3）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	257,100	265,000	297,800	315,500

（北九州市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第

28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、「第6条の3の2」の次に「並びに付則第26項」を加える。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次条及び第16項」を「次条第1項及び第16条第1項から第5項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「以下この条」を「以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則に次の2項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

25 北九州市職員の給与に関する条例付則第59項の規定による職員の給料月額の設定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

26 当分の間、認定退職者に対する第6条の3の2の表及び第6条の6の2の表の規定の適用については、これらの表中「定年」とあるのは、「定年（北九州市職員の定年等に関する条例第3条本文の規定の適用を受ける職員にあつては60歳とし、同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあつては65歳とする。）」とする。

（北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第3項及び第4条の2第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第8条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

2 給与条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は教職員給与条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 北九州市職員の育児休業等に関する条例(平成4年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している」を「の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において「異動期間」という。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している」を「の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号ア中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号イ中「第2条第3号ア」を「第2条第4号ア」に改める。

第20条第2項中「において「介護」を「「介護」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第2号中「第28条の5第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において「異動期間」という。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北九州市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項、第6項及び第10項中「その者」を「当該教職員」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 法第22条の4第1項の規定により採用された教職員(以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項

に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第1項中「その者」を「当該教職員」に改め、同条第3項を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第22条第1項第1号中「料金（以下）」を「料金（第3号及び次項第1号において）」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該教職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該教職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該教職員」に改める。

第25条第1項本文中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第3項中「第18条」を「第10条第2項から第13項まで、第18条」に、「及び第21条」を「、第21条及び第39条から第42条まで」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「及び第23条」を「、第23条及び第39条から第42条まで」に改める。

第37条第1項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第2項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

付則に次の10項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

19 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第23項において「特定日」という。）以後当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に1

00分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 育児短時間勤務教職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

21 付則第19項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の教職員及び非常勤の教職員

(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第4号に規定する職を占める教職員

22 付則第19項の規定により教職員の給料月額を改定を行うときは、法第49条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第19

項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第 2 3 項に規定する教職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 6 付則第 2 3 項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第 1 9 項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 7 付則第 2 3 項又は前 2 項の規定による給料を支給される教職員に対する第 3 2 条第 4 項及び第 3 5 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第 2 3 項、第 2 5 項又は第 2 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。

2 8 付則第 1 9 項から前項までに定めるもののほか、付則第 1 9 項の規定による給料月額、付則第 2 3 項の規定による給料その他付則第 1 9 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 のア 教育職給料表 (3) の表の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	244,000	280,600	309,300	337,400	381,100

別表第 1 のイ 教育職給料表 (4) の表の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円

短時間勤務教職員		234,900	277,400	304,400	330,600	358,700
----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		237,300	255,200	283,100	309,100

別表第3の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		239,900	255,200	283,100

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第14条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。付則第9項において同じ」を加え、「日（以下この項）」を「日（第1号）」に、「もの（以下この項）」を「もの（第1号及び第2号イ）」に改める。

付則に次の１項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

９ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第１９項の規定による教職員の給料月額の設定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第１５条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成２８年北九州市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第４条第３項及び第５条第３項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

（北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第１６条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成３０年北九州市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２６条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第１項中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（北九州市職員の再任用に関する条例の廃止）

第１７条 北九州市職員の再任用に関する条例（平成１２年北九州市条例第６４号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、付則第２２項及び第４９項の規定は、公布の日から施行する。

（北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２ 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第１条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第４条第１項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第２項の規定により期限が延長され、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以

下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び付則第18項から第20項までにおいて同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、付則第2項の規定により勤務する職員について準用する。
- 5 第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)付則第59項から第68項までの規定及び第13条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(以下「新教職員給与条例」という。)付則第19項から第28項までの規定は、付則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最

初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は付則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、付則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号、付則第9項及び第40項において同じ。）をされたことがある者

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例第3条本文に規定する定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項の任期が満了したことにより退職した者

- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（暫定再任用により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め

ているものとした場合における新定年条例第3条本文に規定する定年をいう。付則第21項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前2項の場合においては、付則第8項から第10項までの規定を準用する。

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

16 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務

の職を含む。)

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。
- 21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 22 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 23 暫定再任用職員（付則第11項又は第12項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に

規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第8条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第8条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項第2号、第18条第3項及び第25条の3第2項の規定を適用する。

27 北九州市職員の給与に関する条例第8条第2項、第5項、第7項から第9項まで、第11項及び第13項、第11条の2から第13条まで及び第14条の2並びに新給与条例第8条第3項、第4項、第6項及び第10項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

28 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、新定年条例第6条第1号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第23項又は第25項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第1の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

29 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、新定年条例第6条第1号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第23項又は第25項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第2の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用

職員の給料月額は、同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例の規定を適用する。

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

32 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第19条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

33 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第19条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

34 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2号の短時間勤務の職を占める者とみなして、同号の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

35 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第9条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤職員」とあるのは、「常勤職員(北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第 号)付則第6項又は第7項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

36 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の北九州市職員の育児休業等に関する条例の

規定を適用する。

（公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

37 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第11条の規定による改正後の公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤職員」とあるのは、「常勤職員（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第 号）付則第6項又は第7項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

38 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の職員とみなして、同号の規定を適用する。

（北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

39 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条各号列記以外の部分の短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用教職員（暫定再任用により採用された教職員をいう。以下同じ。）（付則第11項又は第12項の規定により採用された教職員（付則第42項、第43項及び第47項において「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用教職員が新定年条例第12条の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）であるものとした場合に適用される新教職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教職員給与条例第10条第1項の規定により当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。

41 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用教職員の勤務時間を同条第1項の規定

により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 2 暫定再任用短時間勤務教職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教職員が定年前再任用短時間勤務教職員であるものとした場合に適用される新教職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教職員給与条例第10条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 3 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、新教職員給与条例第22条第2項第2号、第25条第3項及び第37条第2項の規定を適用する。

4 4 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項、第7項から第13項まで、第18条、第19条、第21条及び第39条から第42条まで並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。

4 5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、新定年条例第6条第4号に規定する職を占める暫定再任用教職員が、付則第40項又は第42項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第3の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 6 暫定再任用教職員は、第14条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例第2条第1項第2号の職員とみなして、同号の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 7 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、第15条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改

正に伴う経過措置)

48 暫定再任用職員は、第16条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第26条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(その他の経過措置)

49 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

付則別表第1

給料表	職務の級	基準給料月額
行政職給料表	5級	309,200円
	6級	349,600円
	7級	398,800円
消防職給料表	5級	309,200円
	6級	349,600円
	7級	398,800円
研究職給料表	3級	320,700円
	4級	362,400円
医療職給料表(2)	5級	309,200円

付則別表第2

給料表	職務の級	基準給料月額
教育職給料表(1)	4級	415,200円

付則別表第3

給料表	職務の級	基準給料月額
教育職給料表(3)	4級	415,200円
教育職給料表(4)	4級	405,200円

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定並びに附則第21項から第23項までの規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p><u>第3条</u> 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。ただし、次の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、<u>年齢70年</u>とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p><u>第4条</u> 任命権者は、定年に達した職員が<u>第2条の規定により退職すべきこととな</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p><u>第3条</u> 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。ただし、次の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p><u>第4条</u> 任命権者は、定年に達した職員が<u>第2条の規定により退職すべきこととな</u></p>

新	旧
<p>る場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条各号に掲げる職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>る場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別</u></p>

新	旧
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないことができる。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、<u>あらかじめ、当該職員の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（第3条ただし書の医師及び歯科医師が占める職並びに臨時的に置かれる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。</p>	<p>の事情があるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると</u>き。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、<u>当該職員の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 略</p>

新	旧
<p>(1) <u>北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第11条の管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(2) <u>北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(3) <u>北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(4) <u>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第17条第1項の管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(5) <u>北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢）</u></p> <p>第7条 <u>法第28条の2第2項の管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u></p> <p>第8条 <u>任命権者は、法第28条の2第1項本文の他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降</u></p>	

新	旧
<p>任又は転任（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする事。</p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上の職制上の段階に属する職に降任等をする事。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占めていた職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をする事。</u></p> <p><u>(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管</u></p>	

新	旧
<p>理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別</u></p>	

新	旧
<p>構成その他の特別な事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあるとき、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p>	<p>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第</p>

新	旧
<p>3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ、職員の同意を得なければならない。</p> <p><u>(異勤期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p>第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異勤期間を延長した場合において、当該異勤期間の末日の到来前に同条第1項各号に掲げる事由又は同条第3項に規定する事由がなくなつたと認めるときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(委任)</u></p>	

新	旧												
<p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="715 1164 951 2085"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> <td>66年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> <td>67年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> <td>68年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> <td>69年</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>4 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書の医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年	<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年											
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年											
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年											
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年											

新	旧
<p>、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

北九州市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(職務の級、初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第4条第1項に規定する一般の派遣職員若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との</p>	<p>(職務の級、初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第4条第1項に規定する一般の派遣職員若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との</p>

新	旧
<p>権衡上市長が必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により、当該職員¹の号給を調整することができる。</p> <p>1 1～1 3 略</p> <p>1 4 法第2 2条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額²は、当該定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第8条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額³は、前条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の規定による号給に応じた額（任期付短時間勤務職員にあっては基礎となる給料月額）に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員のうち、育児短時間勤務職員等となる者の給料月額は、前条第1 4</p>	<p>権衡上市長が必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により、その者の号給を調整することができる。</p> <p>1 1～1 3 略</p> <p>1 4 法第2 8条の4第1項、第2 8条の5第1項又は第2 8条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第8条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額²は、前条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の規定による号給に応じた額（任期付短時間勤務職員にあっては基礎となる給料月額）に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員のうち、育児短時間勤務職員等となる者の給料月額は、前条第1 4</p>

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（第3号及び次項第1号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しない徒歩により通勤するもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>第8条の3 再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第8条第14項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円を支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を超えるときは、<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用して得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、<u>定年前任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を超えるときは、<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用して得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に</p>

新	旧
<p>応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間につき、5万5,000円に当該支給単位数期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略 (時間外勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に人事委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は任期付条例第4条職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該職員の所属における勤務時間条例第4条の第2第1項又は第2項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの</p>	<p>応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間につき、5万5,000円に当該支給単位数期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略 (時間外勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に人事委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は任期付条例第4条職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該職員の所属における勤務時間条例第4条の第2第1項又は第2項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの間の勤</p>

新	旧
<p>間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条第2項から第13項まで、第11条の2から第13条まで及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>4 略</p>	<p>務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の10」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第11条の2から第13条まで及び第14条の2の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>4 略</p>

新	旧
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第25条の3 高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校をいう。)に勤務する教育職員には、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>付 則</p> <p>1～58 略</p> <p><u>(定年引上げに伴う措置)</u></p> <p>59 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第6.3項において「特定日」という。)以後当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>60 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>61 付則第59項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第25条の3 高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校をいう。)に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>付 則</p> <p>1～58 略</p>

新	旧
<p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。次号において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員</p> <p>(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長させた定年条例第6条第1号に規定する職を占める職員</p> <p>6.2 付則第5.9項の規定により職員の給料月額の設定を行うときは、法第4.9条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。</p> <p>6.3 法第2.8条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第6.5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第5.9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第5.9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>6.4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額と</p>	

新	旧
<p>の合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>6.5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第59項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第63項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>6.6 付則第63項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第59項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>6.7 付則第63項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第4項及び第25条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第63項、第65項又は第66項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>6.8 付則第59項から前項までに定めるもののほか、付則第59項の規定による給料月額、付則第63項の規定による給料その他付則第59項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	

新

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務の級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用時 勤務員以外の職員	略						
定年前任用時 勤務員	基本給料 月額 円 237,300	基本給料 月額 円 255,200	基本給料 月額 円 283,100	基本給料 月額 円 309,100	基本給料 月額 円 352,700	基本給料 月額 円 412,800	基本給料 月額 円 482,400

備考 略

旧

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務の級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 員以外の職員	略						
再任用 員	227,500	244,700	276,700	303,300	304,100	345,400	395,200

備考 略

新

別表第2 (第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
定年前任用短時間勤務員以外の職員	略						
定年前任用短時間勤務員	円 251,600	円 262,800	円 291,000	円 317,200	円 352,700	円 412,800	円 482,400

備考 略

旧

別表第2 (第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
再任用職員	241,200	252,000	284,400	311,200	304,100	345,400	395,200
再任用職員以外の職員	略						

備考 略

新		旧				
別表第3 (第5条関係)		別表第3 (第5条関係)				
教育職給料表		教育職給料表				
ア 教育職給料表(1)		ア 教育職給料表(1)				
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	給料月額
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前任用短時間勤務員以外の職員	略					
	標準給料月額	円 244,000	円 280,600	円 337,400	円 381,100	
再任用職員	略					
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200	
備考		略				

新

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職以外職員	略		
定年前任用短時間勤務職員	基本給料月額 円 234,900	基本給料月額 円 277,400	基本給料月額 円 330,600

備考 略

旧

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職以外職員	略		
再任用職員	225,200	271,100	324,400

備考 略

新

別表第4 (第5条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	略				
		円 264,600	円 321,000	円 365,800	円 427,900

備考 略

旧

別表第4 (第5条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略				
		253,700	315,000	315,400	358,000

備考 略

新

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務員以外の職員	略				
		円 316,500	円 375,900	円 440,800	円 521,100

備考 略

旧

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用員以外の職員	略				
		円 310,600	円 369,700	円 435,500	円 516,400

備考 略

新

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務 員以外の職員	略	略	略	略	略	略
		基本給料月額 円 239,900	基本給料月額 円 255,200	基本給料月額 円 283,100	基本給料月額 円 309,100	基本給料月額 円 352,700

備考 略

旧

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 員以外の職員	略	略	略	略	略	略
		再任用職員 230,000	244,700	276,700	303,300	304,100

備考 略

新

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
定年前任用 短時間勤務 職員以外の 職員	略	略	略	略	略
		基準給料月額 円 257,100	基準給料月額 円 265,000	基準給料月額 円 297,800	基準給料月額 円 315,500

備考 略

旧

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
定年前任用 短時間勤務 職員以外の 職員	略	略	略	略	略
		再任用職員 246,500	254,100	291,100	309,600

備考 略

北九州市職員退職手当支給条例新旧対照表 (第3条関係)

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。第6条の3において「定年退職者」という。）に準ずる理由により退職した者又は第7条の4第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者（第6条の3及び第6条の3の2並びに付則第26項において「認定退職した者」という。）の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。第6条の3において「定年退職者」という。）に準ずる理由により退職した者又は第7条の4第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者（第6条の3及び第6条の3の2において「認定退職した者」という。）の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p>

	旧	新
<p>2 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>2 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>2 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>

新	旧
<p>第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職</p>	<p>第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職</p>

新	旧
<p>に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に 対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きある旨の通知をしたときは、当該退職をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き認められることを理由として、当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する北九州市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に</p>	<p>に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に 対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きある旨の通知をしたときは、当該退職をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き認められることを理由として、当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する北九州市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に</p>

新	旧
<p>係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡</p>	<p>係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡</p>

旧	新
<p>の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>付 則</p> <p>1～24 略</p>	<p>の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在职期間中の行為に関し定年前任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>付 則</p> <p>1～24 略</p> <p>（定年引上げに伴う措置）</p> <p>2.5 北九州市職員の給与に関する条例付則第59項の規定による職員の給料月額 の改定は、給料の月額が減額改定に該当しないものとする。</p>

新	旧
<p>26 当分の間、認定退職者に対する第6条の3の2の表及び第6条の6の2の表の規定の適用については、これらの表中「定年」とあるのは、「<u>定年（北九州市職員の定年等に関する条例第3条本文の規定の適用を受ける職員にあっては60歳とし、同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては65歳とする。）</u>」とする。</p>	

北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これらに相当する報酬の合計額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下、給料及び地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これらに相当する報酬の合計額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、第1項の週休日に加えて当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、第1項の週休日に加えて月曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務職員等</u>、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、人事委員会の承認を得て任命権者が、<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い4週間を通じ4日以上、</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、第1項の週休日に加えて当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、第1項の週休日に加えて月曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務職員等</u>、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、人事委員会の承認を得て任命権者が、<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い4週間を通じ4日以上、<u>再任用短時間</u></p>

新	旧
<p>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては4週間を通じ4日以上の割合で週4日以上の割合で週休日定めることができる。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては、前条第3項の規定により定められた週休日以外の日において、人事委員会規則で定める。ただし、特別、特別の勤務に従事する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては、育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い1週間ごとの期間について1日につき7時間45分、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。</p>	<p>勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては4週間を通じ4日以上の割合で週休日定めることができる。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては、前条第3項の規定により定められた週休日以外の日において、人事委員会規則で定める。ただし、特別の勤務に従事する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては、育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い1週間ごとの期間について1日につき7時間45分、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。</p>

北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4</u> <u>第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4</u> <u>第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定によ</u> <u>り採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 略</p>

北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 略</p>

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表（第8条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員 義務教育諸学校等の校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。））、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 略</p> <p><u>（定年引上げに伴う措置）</u></p> <p>2 給与条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は教職員給与条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員 義務教育諸学校等の校長（園長を含む。以下同じ。））、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。））、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>付 則</p> <p>略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第9条関係）

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例(昭和58年北九州市条例第12号)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された職員</p> <p>(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例(昭和58年北九州市条例第12号)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

北九州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第10条関係）

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された職員</p> <p>(3) <u>北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において「異動期間」という。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された職員</p> <p>(3) <u>北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続き勤務している職員</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (次条第2項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)</p> <p>イ 第2条第4号アからカまでに掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの (部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務時間等条例第5条若しくは教職員勤務時間等条例第6条第1項の規定による育児時間（以下この項及び次項において「<u>育児時間</u>」という。）又は勤務時間等条例第10条第4項若しくは教職員勤務時間等条例第14条第4項の規定による休暇（以下この項及び次項において「<u>介護に係る休暇</u>」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間又は介護に係る休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (次条第2項において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)</p> <p>イ 第2条第3号アからカまでに掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの (部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務時間等条例第5条若しくは教職員勤務時間等条例第6条第1項の規定による育児時間（以下この項及び次項において「<u>育児時間</u>」という。）又は勤務時間等条例第10条第4項若しくは教職員勤務時間等条例第14条第4項の規定による休暇（以下この項及び次項において「<u>介護に係る休暇</u>」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間又は介護に係る休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第11条関係）

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>昭和25年法律第261号</u>第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された職員</p> <p>(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（<u>同条各項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において「異動期間」という。</u>）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(退職派遣者とならない職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(退職派遣者とならない職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された職員</p> <p>(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>る。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 北九州市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第12条関係）

新	旧
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第13条関係）

新	旧
<p>(職務の級、初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 教職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該教職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する教職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該教職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給教は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた教職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第4条第1項に規定する一般の派遣職員若しくは教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との権衡上教育委員会が必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つ</p>	<p>(職務の級、初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 教職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する教職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給教は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた教職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第4条第1項に規定する一般の派遣職員若しくは教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との権衡上教育委員会が必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つ</p>

旧	新
<p>た日以後において、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により、<u>その者の号給を調整</u>することができる。</p>	<p>た日以後において、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により、<u>当該教職員の号給を調整</u>することができる。</p>
<p>1 1～1 3 略</p>	<p>1 1～1 3 略</p>
<p>1 4 法第2 8 条の4 第1 項、第2 8 条の5 第1 項又は第2 8 条の6 第1 項若しくは第2 項の規定により採用された教職員（以下「<u>再任用教職員</u>」という。）の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>1 4 法第2 2 条の4 第1 項の規定により採用された教職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、教職員勤務時間等条例第2 条第4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条例第1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第1 1 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3 年法律第1 1 0 号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第1 0 条第1 項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（育児休業法第1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務教職員等</u>」という。）及び育児休業法第1 8 条第1 項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務教職員</u>」という。）の給料月額は、前条第2 項又は第3 項の規定にかかわらず、同条第2 項又は第3 項の規定による号給に応じた額（任期付短時間勤務教職員にあっては基礎となる給料月額）に、教職員勤務時間等条例第2 条第3 項又は第5 項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条例第1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 再任用教職員のうち、<u>育児短時間勤務教職員等となる者の給料月額</u>は、前条第</p>	<p>第1 1 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3 年法律第1 1 0 号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第1 0 条第1 項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（育児休業法第1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務教職員等</u>」という。）及び育児休業法第1 8 条第1 項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務教職員</u>」という。）の給料月額は、前条第2 項又は第3 項の規定にかかわらず、同条第2 項又は第3 項の規定による号給に応じた額（任期付短時間勤務教職員にあっては基礎となる給料月額）に、<u>当該教職員の勤務時間を同条例第1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>第12条 削除</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第22条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（第3号及び次項第1号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）</p>	<p>14項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>第12条 再任用教職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、第10条第14項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第22条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）</p>

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、<u>運賃等相当額</u>を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該教職員が2以上の交通機関等を利用して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該教職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務教職員等、定年前再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を</p>	<p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、<u>運賃等相当額</u>を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u>につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務教職員等、再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を</p>

旧	新
<p>使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単一位期間のうち最も長い支給単一位期間につき、5万5,000円に当該支給単一位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略 (時間外勤務手当)</p> <p>第25条 教育職員以外の教職員（以下「事務職員等」という。）で正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する事務職員等については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に教育委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事務職員等のうち育児短時間勤務教職員等、再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員又は任期付条例第4条教職員である者が、正規の勤務時間が割</p>	<p>使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単一位期間のうち最も長い支給単一位期間につき、5万5,000円に当該支給単一位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略 (時間外勤務手当)</p> <p>第25条 教育職員以外の教職員（以下「事務職員等」という。）で正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する事務職員等については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に教育委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事務職員等のうち育児短時間勤務教職員等、定年前再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員又は任期付条例第4条教職員である者が、正規の勤務時</p>

新	旧
<p>間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該事務職員等の所属における教職員勤務時間等条例第5条第1項又は第2項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた事務職員等には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p>	<p>り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該事務職員等の所属における教職員勤務時間等条例第5条第1項又は第2項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた事務職員等には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>3 第10条第2項から第13項まで、第18条、第19条、第21条、第21条及び第39条から第42条までの規定は、<u>定年前再任用短時間勤務教職員には適用しない。</u></p> <p>4 第18条、第19条、第21条、第23条及び第39条から第42条までの規定は、<u>任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員には適用しない。</u> (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第37条 教育職員には、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>にあつては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略 付 則 1～18 略 (定年引上げに伴う措置)</p> <p>19 当分の間、教職員の給料月額は、<u>当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第23項において「特定日」という。）以後当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第1項の規定により当該教職員に属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>20 育児短時間勤務教職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「</p>	<p>3 第18条、第19条及び第21条の規定は、<u>再任用教職員には適用しない。</u></p> <p>4 第18条、第19条、第21条及び第23条の規定は、<u>任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員には適用しない。</u> (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第37条 教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>再任用教職員</u>にあつては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略 付 則 1～18 略</p>

新	旧
<p>とす」とあるのは、<u>「」</u>に、算出率を乗じて得た額とする」とする。</p> <p><u>2.1 付則第19項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の教職員及び非常勤の教職員</u></p> <p><u>(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第6条第4号に規定する職を占める教職員</u></p> <p><u>2.2 付則第19項の規定により教職員の給料月額の設定を行うときは、法第49条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。</u></p> <p><u>2.3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	

新	旧
<p>24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第19項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第23項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>26 付則第23項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第19項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>27 付則第23項又は前2項の規定による給料を支給される教職員に対する第3条第4項及び第35条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>28 付則第19項から前項までに定めるもののほか、付則第19項の規定による</p>	

新	旧
<p>給料月額、付則第23項の規定による給料その他付則第19項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	

新

別表第1 (第7条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表 (3)

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員の 以外 の教 職員						
		244,000	280,600	309,300	337,400	381,100

備考 略

旧

別表第1 (第7条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表 (3)

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用教 職員の 以外 の教 職員						
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 略

新

別表第2 (第7条関係)

行政職給料表

教職員の 区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務教 職員以外 の教職員	略									
		円 237,300	円 255,200	円 283,100	円 309,100					

備考 略

旧

別表第2 (第7条関係)

行政職給料表

教職員の 区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再任用教 職員以外 の教職員	略									
		円 227,500	円 244,700	円 276,700	円 303,300					

備考 略

新

別表第3 (第7条関係)

医療職給料表 (2)

教職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務教 職員以外 の教職員	略	略	略	略
		基準給料月額 円 239,900	基準給料月額 円 255,200	基準給料月額 円 283,100

備考 略

旧

別表第3 (第7条関係)

医療職給料表 (2)

教職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用教 職員以外 の教職員	略	略	略	略
		再任用教 職員 230,000	244,700	276,700

備考 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第14条関係）

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、前条に規定する教職員のうち次に掲げる教職員以外の教職員（この項を除き、以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給料の月額の変額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第3条 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の変額改定（給料の月額の変額を定める条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。付則第9項において同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由により減額されなかった日（第1号において「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（第1号及び第2号イにおいて「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第7条第2項の規定によることとさ</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、前条に規定する教職員のうち次に掲げる教職員以外の教職員（この項を除き、以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給料の月額の変額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第3条 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の変額改定（給料の月額の変額を定める条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この項において「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第7条第2項の規定によることとさ</p>

新	旧
<p>定によりその例によることとされる退職手当条例第3条から第6条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>(定年引上げに伴う措置)</u></p> <p>9 <u>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第19項の規定による教職員の給料月額額の改定は、給料の月額額の減額改定に該当しないものとする。</u></p>	<p>れる退職手当条例第3条から第6条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1～8 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（第15条関係）

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教職員（第4条第3項及び第5条第3項において「<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、<u>育児短時間勤務教職員等</u>については、必要に応じ、第1項の週休日に加えて当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>については、第1項の週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>及び<u>任期付短時間勤務教職員</u>については、人事委員会の承認を得て、教育委員</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員（第4条第3項及び第5条第3項において「<u>再任用短時間勤務教職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、<u>育児短時間勤務教職員等</u>については、必要に応じ、第1項の週休日に加えて当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>については、第1項の週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>再任用短時間勤務教職員</u>及び<u>任期付短時間勤務教職員</u>については、人事委員会の承認を得て、教育委員会が、<u>育児短</u></p>

新	旧
<p>会が、<u>育児短時間勤務教職員等</u>にあっては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い4週間を通じ4日以上、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>にあっては4週間を通じ4日以上の割合で週休日と定めることができる。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>の勤務時間の割振りについては、前条第3項の規定により定められた週休日以外の日において、人事委員会規則で定める。</p> <p>ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>の勤務時間の割振りについては、<u>育児短時間勤務教職員等</u>にあっては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1週間ごとの期間について1日につき7時間45分、<u>定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>にあっては1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て、教育委員会が別に定める。</p>	<p>時間勤務教職員等)にあっては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い4週間を通じ4日以上、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>にあっては4週間を通じ4日以上の割合で週休日と定めることができる。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>の勤務時間の割振りについては、前条第3項の規定により定められた週休日以外の日において、人事委員会規則で定める。ただし、特別の勤務に従事する<u>育児短時間勤務教職員等</u>、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>の勤務時間の割振りについては、<u>育児短時間勤務教職員等</u>にあっては当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1週間ごとの期間について1日につき7時間45分、<u>再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員</u>にあっては1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で、人事委員会の承認を得て、教育委員会が別に定める。</p>

北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第16条関係）

新	旧
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第26条 第5条、第7条及び第19条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外) 第26条 第5条、第7条及び第19条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>

議案第109号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件を考慮し、非常勤職員の育児休業の取得要件を変更するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「この条」の次に「並びに次条第1号及び第2号」を加え、「場合において当該」を「場合において、当該」に改め、同条第3号ア及びイ以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次」を「非常勤職員が次」に改め、「該当するとき」の次に「（第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合にあつてはウに掲げる場合に該当するとき、当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて同条第6号に掲げる事情に該当する場合にあつてはイ及びウに掲げる場合に該当するとき）」を加え、「次条」を「次条各号」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次」を「非常勤職員が、次の各号」に改め、「とき」の次に「(次条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合にあつては第3号に掲げる場合に該当するとき、当該子についてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当する場合にあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき)」を加え、同条第2号中「前条第3号イ(ア)又は(イ)」を「前条第3号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号中「第2条の3第3号イ（ア）又は（イ）」を「第2条の3第3号ウ（ア）又は（イ）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に非常勤の職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施

（2） 育児休業に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条並びに次条第1号及び第2号において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日前であり、当該子が1歳2箇月に達する日（当該地方等育児休業の期間の初日前で当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該地方等育児休業の期間の初日とされた日から当該子の1歳到達日までを起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（第3条第1号から第4号までに掲げる事情</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該地方等育児休業の期間の初日とされた日から当該子の1歳到達日までを起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当し</p>

新	旧
<p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について前条第3号ウ（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合</p> <p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 第2条の3第3号ウ（ア）又は（イ）に掲げる場合に該当することその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について前条第3号イ（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 職員が育児休業をし、当該育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に再度の育児休業をしたことがある場合を除く。）。</p> <p>(6) 第2条の3第3号イ（ア）又は（イ）に掲げる場合に該当することその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより</p>

新	旧
<p>当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p><u>(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p><u>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p>

新	旧
<p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第23条 略</p>

議案第 110 号

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例について

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 高齢者部分休業制度を導入するため、必要な事項を定める必要がある
るので、この条例案を提出する。

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「職員」という。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、55歳に達した職員が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）は、同項の規定による申請をした日の属する年度の翌年度の4月1日から当該職員に係る定年退職日（北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、当該申請をした職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行うものとする。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該勤務をしない1時間につき、当該職員の勤務1時間当たりの給与額（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の規定により算定する当該職員の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（扶養手当に対するものを除く。）、義務教育等教員特別手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に12を乗じ、その額を当該職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業をした職員に係る北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号。以下「退職手当条例」という。）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号。以下「教職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の算定に当たっては、当該職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数の2分の1に相当する時間数を退職手当条例第7条第1項から第3項までの規定又は教職員退職手当条例第5条第1項から第3項までの規定により計算した在職期間から除算するものとする。

（高齢者部分休業の休業時間の延長）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該延長をされた休業時間により当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

（高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

3 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務教職員

等」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員」を加える。

議案第 1 1 1 号

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 雇用保険の基本手当の支給期間の特例の新設等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずるため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改め、「。第3項」の次に「及び第5項」を加え、同条第3項本文中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、「、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と」を削り、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項中「第5項から第11項」を「第6項から第12項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第11項」を「第12項」に、「第5項又は第6項」を「第6項又は第7項」に、「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第11項第4号」を「第12項第4号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「第11項第3号」を「第12項第3号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「第5項」を「第6項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。

付則第24項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第9条第10項」を「第9条第11項」に、「同項中」を「同項各号列記以外の部分中」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第5項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

3 改正後の付則第24項の規定は、令和4年4月1日からこの条例の施行の日までの間に退職した改正後の第9条第1項、第3項又は第10項の規定による退職手当の支給を受ける者についても適用する。

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定められるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより任命権者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項及び第5項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定められるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより任命権者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退</p>

新	旧
<p>金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 第1項又は前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことに よるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と 求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日</p>	<p>職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことに よるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と 求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期 間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日</p>

新	旧
<p>から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」とする。</p> <p>5 <u>第1項又は第3項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。</u></p> <p>6 <u>勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 <u>勤続期間6月以上で退職した職員（第9項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同</u></p>	<p>から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5 <u>勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6 <u>勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同</u></p>

新	旧
<p>法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>8～<u>11</u> 略</p>	<p>7～<u>10</u> 略</p>
<p><u>12</u> 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p><u>11</u> 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p>	<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p><u>13</u> 略</p>	<p><u>12</u> 略</p>
<p><u>14</u> 第12項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又</p>	<p><u>13</u> 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又</p>

新	旧
<p>は第12項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、規則で定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>16 第12項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第12項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>17 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>18 略</p> <p>付 則</p> <p>1～23 略</p> <p>24 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第11項の規定の適</p>	<p>は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、規則で定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>17 略</p> <p>付 則</p> <p>1～23 略</p> <p>24 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適</p>

新	旧
<p>用については、<u>同項各号列記以外の部分中</u>「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、<u>同項第2号中</u></p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」</p> <p>あるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」と</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>する。</p>	<p>適用については、<u>同項中</u>「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、<u>同項第2号中</u></p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」</p> <p>あるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」と</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>する。</p>

議案第 1 1 2 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第100号中「第85条第5項の規定に基づく」を「第85条第6項に規定する」に改め、同表第100号の2中「第85条第6項の規定に基づく」を「第85条第7項に規定する」に改め、同表第105号の4中「第87条の3第5項の規定に基づく」を「第87条の3第6項に規定する」に改め、同表第105号の5中「第87条の3第6項の規定に基づく」を「第87条の3第7項に規定する」に改め、同表中

(140) の23	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等		1件につき 1,400 円	
--------------	--	--	---------------------	--

を

(140) の23	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号に規定する高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等		1件につき 1,400 円	
(140) の24	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第		1件につき 31,000 円	

	1項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査			
(140)の25	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付		1通につき 630円	
(140)の26	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧		1回につき 460円	
(140)の27	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項に規定する保安機関の認定の申請に対する審査		1件につき 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の28	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項に規定する保安機関の認定の更新の申請に対する審査		1件につき 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の29	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化		1件につき 20,000	

	に関する法律第33条第1項に規定する保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		0円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の30	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項に規定する保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき55,000円	
		販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき80,000円	
		販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき98,000円	
(140)の31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条		1件につき21,000円に貯蔵	

	第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査		施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
(140)の32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項に規定する貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
(140)の33	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設	

に

			(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(140)の34	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更

			係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の35	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項に規定する充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査		1件につき 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項に規定する充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査		1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の37	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査		1件につき 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の38	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条		1件につき 27,000円に変更	

	の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査		に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項に規定する充てん設備の保安検査		1件につき27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第100号、第100号の2、第105号の4及び第105号の5の改正規定は、公布の日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		
略					略				
(100)	建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略		(100)	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略			
(100)の2	建築基準法第85条第7項に規定する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査			(100)の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査				
略					略				
(105)の4	建築基準法第87条の3第6項に規定する建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	略		(105)の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	略			
(105)の5	建築基準法第87条の3第7項に規定する建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査			(105)の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査				
略					略				
(140)	高圧ガス保安法施行	1件につき1,		(140)	高圧ガス保安法施行	1件につき1,			

新		旧	
の23	令第18条第2項第3号に規定する高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	400円	令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等
(140)の24	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	1件につき31,000円	の23
(140)の25	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき630円	
(140)の26	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1回につき460円	
(140)の27	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適	1件につき34,000円と6	

新		旧	
(140)の28	<p>正化に関する法律第29条第1項に規定する保安機関の認定の申請に対する審査</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項に規定する保安機関の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>、900円に新たにた行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>1件につき14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>	
(140)の29	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項に規定する保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>	
(140)の30	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項に規定する保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合</p> <p>販売契約を締結し、000円</p> <p>1件につき55,000円</p> <p>1件につき80,000円</p>	

新		旧	
(140)の31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	<p>ている一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合</p> <p>販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合</p>	1件につき98,000円
(140)の32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項に規定する貯蔵施設の位置、構造若しくは		1件につき21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
			1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

新		旧	
(140)の33	設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設	

新		旧	
(140)の34	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(140)の35	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項に規定する充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	1件につき28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適	1件につき17,000円に変	

新		旧	
(140) の37	<p>正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項に規定する充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p> <p>1件につき36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	
(140) の38	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設</p>	<p>1件につき27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	

新		旧	
(140) の39	備の完成検査 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律第 37条の6第1項に 規定する充てん設備 の保安検査	1件につき27 ,000円に検 査に係る充てん 設備の数を乗じ て得た金額	
略		略	

議案第 1 1 3 号

北九州市市民センター条例の一部改正について

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立中原市民センターを移転するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立中原市民センターの項中

「

北九州市戸畑区中原東二丁目2番35号

」を

「

北九州市戸畑区中原西三丁目2番1号

」に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

新		旧	
別表第1 (第1条関係)		別表第1 (第1条関係)	
名称	位置	名称	位置
北九州市立中原市民センター	北九州市戸畑区中原西三丁目2番1号	北九州市立中原市民センター	北九州市戸畑区中原東二丁目2番35号
	略		略

議案第 1 1 4 号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例について
北九州市客引き行為等の適正化に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちなの実現に資するため、この条例案を提出する。

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 客引き行為等の禁止等（第7条—第14条）
- 第3章 客引き行為等対策巡視員等（第15条・第16条）
- 第4章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会（第17条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条・第23条）
- 第6章 罰則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して客となるよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

イ 役務勧誘行為（不特定の者の中から相手方を特定して役務に従事するよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

ウ 客引き行為又は役務勧誘行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き行為又は役務勧誘行為の相手方となるべき者を待つ行為

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ アからウまでに掲げる者のほか、市の区域内に滞在する者

(市の責務)

第3条 市は、市民等、地域団体及び事業者並びに警察その他の関係機関と連携し、客引き行為等の適正化のための取組を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らこの条例の目的に反する客引き行為等（以下「不適正な客引き行為等」という。）を行わないようにし、他人が不適正な客引き行為等をしているときはこれを利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市、他の市民等、地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、地域内の市民等及び事業者に対して客引き行為等の適正化について啓発を行い、地域を巡回し、地域において不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、及び市に通報する等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、市、市民等、他の地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対して不適正な客引き行為等を行わないよう教育し、及び指導し、不適正な客引き行為等を行わず、及び行わせないこととし、他の事業者により不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、市に通報し、及び利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民等、地域団体又は他の事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 客引き行為等の禁止等

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第7条 市長は、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境を形成するため、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の北九州市客引き行為等適正化推進協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の範囲を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止等)

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

2 事業者は、前項の規定に違反する客引き行為等の相手方を客とし、又は業務に従事させてはならない。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為(第24条を除き、以下「違反行為」という。)を行った者(以下「違反行為者」という。)に対し、当該違反行為を行ってはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反行為者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該違反行為者に対し、当該勧告に係る違反行為を行ってはならない旨を命ずることができる。

(報告の徴収)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、違反行為者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に違反行為者の店舗、事務所その他の違反行為に関係のある場所(以下「店舗等」という。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第13条 市長は、違反行為者が正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

2 市長は、違反行為者が正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第1項に規定する立入検査を受ける者が正当な理由なく、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた者の店舗等の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

第3章 客引き行為等対策巡視員等

（客引き行為等対策巡視員）

第15条 市は、客引き行為等の適正化のため、客引き行為等対策巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

2 巡視員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条の規定による勧告、第10条の規定による命令及び第24条に規定する過料の処分に関する事務
- (2) 客引き行為等の適正化についての啓発に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務のほか、客引き行為等の適正化に関し必要な事務

3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。

4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（客引き行為等対策推進員）

第16条 市長は、禁止区域における客引き行為等の適正化のため、禁止区域の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員（事業者にあつては、その従業員を含む。）のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱することができる。

2 前項の客引き行為等対策推進員は、違反行為者に対する注意、市への違反行為の通報、禁止区域内の市民等及び事業者に対する啓発その他の客引き行為等の適正化のための活動を行うものとする。

第4章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会 (設置及び所掌事務)

第17条 市に、北九州市客引き行為等適正化推進協議会を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、禁止区域の指定、範囲の変更及び指定の解除に関する意見の具申、市が行う客引き行為等の適正化のための取組に関する提言等を行うものとする。

(組織)

第18条 協議会は、委員6人以内で組織する。

(委員等)

第19条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会に係る委任)

第21条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則 (関係機関との連携)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、不適正な客引き行為等に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料を科する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定、第15条第2項第1号（第9条の規定による勧告に係る部分を除く。）の規定及び第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 1 1 5 号

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 福岡県信用保証協会が求償権を行使して回収金を取得した場合における北九州市の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資するため、この条例案を提出する。

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が求償権を行使して回収金を取得した場合における北九州市（以下「市」という。）の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する、当該保証を受けた中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権を放棄し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡することをいう。
- (4) 損失補償契約 市と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行することにより被る損失に対して市が補償を行うことを定めるものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、求償権を行使して回収金を取得した場合において、損失補償契約に基づき市に納入しなければならない金銭をいう。

(求償権の放棄の承認等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務について、求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認の請求があった場合において、当該承認に係る求償権

の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関の支援を受けて作成された事業再生の計画
 - (2) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った同号に規定する特定投資事業有限責任組合の支援を受けて作成された事業再生の計画
 - (3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて作成された事業再生の計画
 - (4) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項後段に規定する再生支援決定を行った中小企業者等の同条第2項に規定する事業再生計画
 - (5) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき作成された事業再生の計画
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等の事業再生の計画であって規則で定めるもの
- （報告）

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄した場合は、当該放棄をした日の属する年度の翌年度に、放棄した当該回収納付金を受け取る権利の金額その他規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 6 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立小森江小学校を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

〃 小森江西 〃	〃 〃 羽山一丁目12番1号	を
〃 小森江東 〃	〃 〃 二夕松町2番1号	

〃 小森江 〃	〃 〃 二夕松町2番1号	に
---------	--------------	---

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間は、改正後の別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

〃 〃 二夕松町2番1号	とあるのは、
--------------	--------

〃 〃 羽山一丁目12番1号	とする。
----------------	------

新			旧		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
学校教育関係			学校教育関係		
施設の 種類	名称	位置	施設の 種類	名称	位置
略			略		
小学校		略	小学校		略
	" 小森江 "	" 二夕松町2番1号		" 小森江西 "	" 羽山一丁目12番1号
				" 小森江東 "	" 二夕松町2番1号
		略			略
		略			略

議案第 1 1 7 号

高規格救急自動車の取得について

高規格救急自動車を次のとおり買い入れる。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 高規格救急自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
5 台
- 3 買入れ予定金額
1 億 8, 2 9 8 万 5, 0 0 0 円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第118号

普通消防ポンプ自動車（CAFS付）の取得について
普通消防ポンプ自動車（CAFS付）を次のとおり買い入れる。
令和4年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 普通消防ポンプ自動車（CAFS付）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
普通消防ポンプ自動車（CAFS付）
- 2 数量
5台
- 3 買入れ予定金額
2億2,759万円

議案第 1 1 9 号

公立大学法人北九州市立大学の中期目標について

公立大学法人北九州市立大学の中期目標を次のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方独立行政法人法第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の中期目標を定める必要があるため、同条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

公立大学法人北九州市立大学中期目標

はじめに

北九州市は、人口減少、高齢化及び産業構造の変化といった課題に直面しており、特に若者の定着促進は、喫緊の課題となっている。

このため、北九州市は、令和2年4月に第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、新たな仕事の創出により新たな人の流れやまちのにぎわいが生まれ、そこで更に新たな仕事が創出されるという好循環の創出に向けて、若者の定着の一層の促進等に取り組み、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指している。

また、国からSDGs未来都市に選定されている北九州市では、令和12年（2030年）のあるべき姿として、SDGsを踏まえた教育の実践による「未来の人材が育つまち」、環境と経済の好循環による「ゼロカーボンシティを目指すまち」等の5項目を掲げ、SDGsの達成に向けた取組を進めている。

このようなことを背景に、北九州市は、北九州市立大学が知の拠点として、北九州市が目指すまちづくりに資することを求める。中でも、人々の生活や企業活動の変革に大きく寄与するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を担う人材や起業家精神（アントレプレナーシップ）と論理的思考力を備えたまちを支える人材を輩出し、これら人材の市内への定着を図るとともに、大学発の優れた技術の実用化等により新産業の創出に資する等の地域への貢献を期待する。

また、北九州市への愛着や誇り（シビックプライド）を胸に、社会で活躍する人材を育成することを期待する。

一方、18歳人口の減少等により大学間競争が激化する中で、大学が地域や社会の要請に応えながら発展していくためには、大学自らの強みや特色を生かしつつ、複数の大学での人的・物的資源の共有を可能とする大学等連携推進法人制度の導入も視野に、大学間の連携をより強固なものにしながら自治体や産業界等と連携し、及び協力していくことが重要である。

北九州市は、北九州市立大学が、他大学等と連携し、及び協力して北九州市の目指すまちづくりの実現に資すること等を通じて、学生、保護者、企業、市民等の大学関係者（ステークホルダー）に価値ある大学として選ばれ、更に発展していくことを期待し、ここに令和5年度から令和10年度までの中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間

第2 教育に関する目標

1 学修者本位の教育の推進

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するため、教学マネジメントの確立、学修成果の可視化等に取り組み、学修者本位の教育を推進する。

2 地域や社会の未来を担う人材の育成

産業界や北九州市と連携しながら、起業家精神を有する人材の育成を図るとともに、数理・データサイエンス・AI教育に取り組み、専門分野の知識や技能に加えて論理的思考力及びデータ活用力を有する人材等の多様な人材の育成に努める。

また、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程学生の育成に取り組む。

なお、定員を満たしていない一部の研究科においては、大学院教育に対する社会のニーズを把握し、それを踏まえた魅力的な大学院のあり方について検討の上、教育課程の再編に着手する。

3 国際化の推進

学生の海外留学、外国人留学生の受入れその他の様々な形の国際交流体験等を通じて、国や地域を超えた広い視野を持ち、グローバルに活躍する人材を育成するとともに、学生と地域との交流を推進し、地域社会の国際化に寄与する。

4 学生支援の充実

多様な個性やニーズを持つ学生に向けて、修学や心身の健康等に関する支援、就職支援の充実等、入学から就職に至るまでの適切な学生支援を実施する。

5 入試制度の見直し及び広報の充実

優秀な学生を安定的に確保するため、積極的かつ効果的な入試広報を実施するとともに、入試制度や広報活動の継続的な検証及び改善に取り組む。

。

第3 研究に関する目標

1 地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進

地域課題の解決や地域産業の発展に寄与するため、市内企業等との共同研究を推進するとともに、脱炭素技術開発、新エネルギー開発等の持続可能な社会に向けた先端的な研究を推進し、社会的要請に応える。

2 研究成果の還元

大学が強みや特色を持つ研究領域において、産業界等とも連携し、国内外の研究機関、企業等が有する多様な資源を活用しながら、社会実装に向けた研究・技術開発を進める。

3 優れた研究等への支援

科学研究費の獲得に向けた支援、学内競争的資金の活用等により、優れた研究や若手研究者への支援の充実を図る。

第4 地域（社会）貢献に関する目標

1 シンクタンク機能の強化

産業界や北九州市との連携を深めることで、高齢化、地域コミュニティの希薄化等といった地域や社会が直面する様々な課題に対するシンクタンク機能を強化し、地域の知の拠点としての社会的役割を果たす。

2 SDGs 未来都市への貢献

SDGsの達成に向けた様々な取組を積極的に推進し、「SDGs 未来都市」としての北九州市の発展に資する。

3 リカレント教育の推進

社会人等の学び直しや課題解決のニーズを踏まえたりカレント教育を積極的に推進し、学修者が生涯学び続けられる機会の提供に努める。

4 地元就職率の向上

学生と市内企業及び産業界のニーズをより精緻に調査し、及び分析して地元就職支援に取り組み、地方創生の推進に寄与する。

5 大学間の連携の推進

北九州市との連携の下、大学等連携推進法人制度等を含め、大学の強みや特色を生かした他大学との連携のあり方について検討し、大学間の連携の更なる推進に努める。

第5 管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

理事長及び学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントする。

また、DX等の推進により業務の効率化や機能強化を推進するとともに、北方及びひびきのの両キャンパスを一元的に捉え、学内の資源配分の最適化を図る。

2 財務内容の改善

外部資金の継続的な獲得、卒業生や関係者等からの寄附金の充実等による財源の多元化を進め、健全な財務運営に努める。

3 自己点検・評価、情報提供等

自己点検・評価を適切に実施するほか、教育研究の成果や地域貢献等の大学の取組について積極的に情報発信し、地域社会との連携の強化に努める。

4 その他業務運営

(1) 危機管理及び法令遵守の徹底

日常における安全管理はもとより、自然災害、感染症、海外での紛争等が発生した際の学生等の危機管理を徹底するとともに、人権及び法令遵守の意識の向上に取り組み、社会的信頼の確保に努める。

(2) 教員の多様性の向上

教育・研究力に優れた若手、女性等の教員の積極的な採用、登用等により、教員の多様性の向上に努める。

参 考

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- （1） 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- （2） 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- （3） 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- （4） 財務内容の改善に関する事項
- （5） その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3～5 略

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。